

特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化を開始します

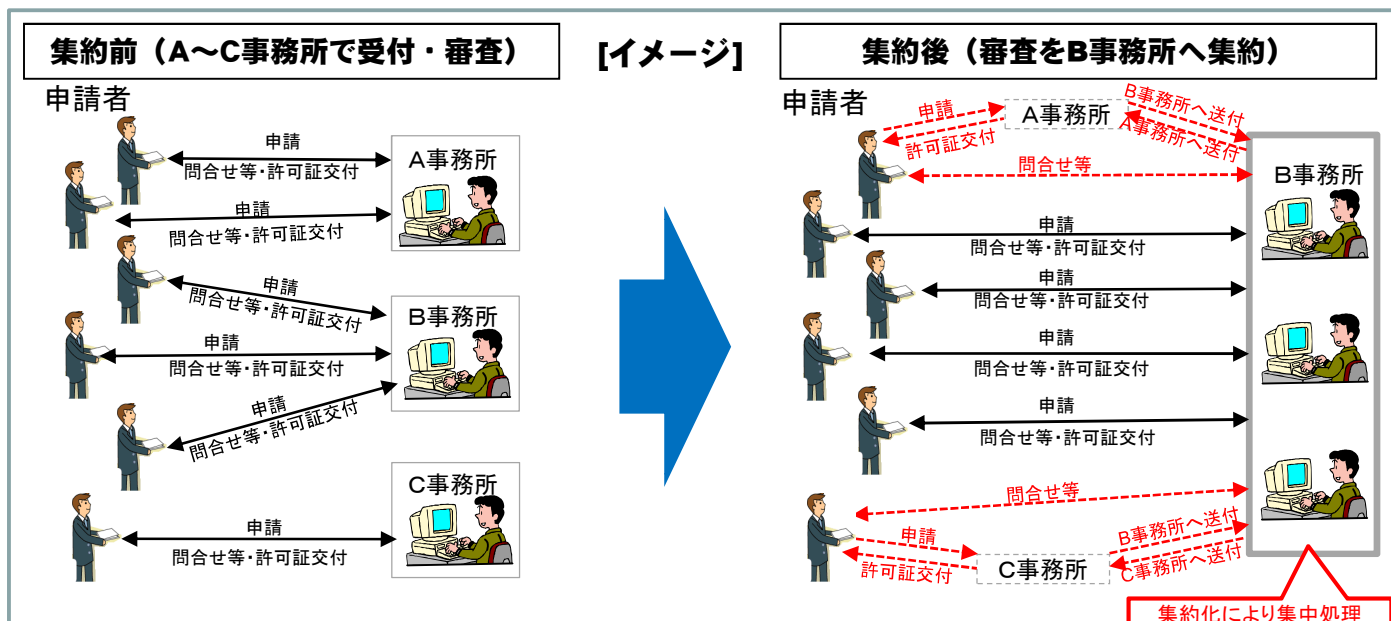
特殊車両通行許可申請の審査を効率的且つ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、国道事務所における**審査体制の集約化（※）**を平成27年度から段階的に実施します。

（平成27年度の集約化対象事務所は次ページのとおり）

（※）H26.5.9報道発表「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」3.(3)④
【国土交通省HP】http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【集約化の概要】

これまで個々の窓口事務所で行っていた申請の審査作業を、集約先の事務所で一括して集中的に実施。これに伴い、従前と較べて以下の点が変わります。



- 特車申請に係る相談対応、申請内容の確認や補正のお知らせは、原則全て集約先事務所でを行います。
- オンライン申請については、一部の事務所において受付も集約するため提出先選択ができなくなります（次ページ参照）。
更新及び変更申請については、集約先事務所へ提出願います。
- 紙・FDでの申請については、これまで持参していた事務所に引き続き提出できますが、集約先事務所との書類往復に時間を要するため、できる限り、オンライン申請を利用されるようお願いいたします。
- 許可証の受け取りは、これまで通り申請書を提出頂いた事務所となります。
- 平成27年4月1日から開始予定です。

特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化を開始します

平成27年度の集約化対象事務所

※記載の無い事務所は27年度集約化の対象外
※下線の事務所は27年度からオンライン申請の
受付を廃止(更新・変更は集約先事務所へ)

北海道開発局 (建設部建設行政課)

10開発建設部(札幌・小樽・函館・旭川・室蘭・釧路・帯広・網走・留萌・稚内)

➡ 札幌開発建設部

東北地方整備局 (道路部交通対策課)

青森河川国道事務所・岩手河川国道事務所
秋田河川国道事務所・湯沢河川国道事務所
能代河川国道事務所

※湯沢・能代はH26集約化試行中

➡ 秋田河川国道事務所

関東地方整備局 (道路部交通対策課)

大宮国道事務所・北首都国道事務所

➡ 大宮国道事務所

中部地方整備局 (道路部交通対策課)

①静岡国道事務所・沼津河川国道事務所

➡ ①静岡国道事務所

②岐阜国道事務所・高山国道事務所
飯田国道事務所

➡ ②岐阜国道事務所

近畿地方整備局 (道路部交通対策課)

大阪国道事務所・京都国道事務所
福知山河川国道事務所・豊岡河川国道事務所
姫路河川国道事務所・和歌山河川国道事務所

➡ 大阪国道事務所

中国地方整備局 (道路部交通対策課)

広島国道事務所・岡山国道事務所
福山河川国道事務所・山口河川国道事務所

➡ 広島国道事務所

四国地方整備局 (道路部道路管理課)

香川河川国道事務所・大洲河川国道事務所

➡ 香川河川国道事務所

窓口の集約についてのお問い合わせは・・・

各集約化対象事務所 及び 当該本局の担当課までお問い合わせください。

オンライン申請についてのお問い合わせは・・・

特車運用事務局 (関東地方整備局道路部交通対策課内)

電話:048-601-3223 ホームページ:<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>